

地域活性化起業人制度を活用したデジタル人材の派遣業務に関する公募型プロポーザル 質問回答表

番号	質問事項	条(項)	質問内容	回答
5月10日受付分				
1	協定 (案)	1	協定案には派遣とありますが、形態は在籍型出向でしょうか。	お見込みのとおりです。
2	派遣等実績書(様式5)	全般	負担金は、派遣先に請求した金額でしょうか。当該市が受領した補助金額でしょうか。	「派遣先に請求した金額」での記載をお願いいたします。
3	要領	3(3)	要領の3派遣業務の概要(3)に記載されている金額は、本プロポーザルの上限金額でしょうか。	お見込みのとおりです。
5月14日受付分				
4	協定 (案)	9	安全衛生管理は、実際に勤務する場所を鑑みて、原則として派遣先(出向先)の措置でよろしいですか。定期健康診断だけでなく、ストレスチェック等は派遣元(出向元)基準で実施、費用負担も派遣元(出向元)という解釈でよろしいですか。	安全衛生管理は当市での稼働日において措置いたしますが、定期健康診断、ストレスチェック等につきましては当市での稼働日以外に派遣元にて実施していただきますようお願いいたします。
5	協定 (案)	10	業務上又は通勤途上の災害補償について、地方公務員の災害補償の規定の適用はなく、また非常勤職員としての労働者災害補償保険法の適用もなく、死傷病時には、派遣(出向)元での適用で給付が受けられることかという解釈でよろしいですか。 【参考】 ・出向労働者に対する労働者災害補償保険法の適用について(◆昭和三十五年十一月二日基発第932号)(mhlw.go.jp)	現在お示ししているものは案であるため、正式協定前に双方で協議し協定内容について変更等を行うことは可能です。変更等をご希望される場合は、現時点の案でも構いませんので、企画提案書提出時に協議したい内容をお示しください。ただし、協定前に総務省の確認を受ける必要があるため、全てにおいてご希望に沿えない可能性があります。